

議案第 85 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 25 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 170 号中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同条第 172 号中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同条第 174 号中「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 15 項」に改め、同条第 178 号中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同条第 180 号中「第 40 条の 5 第 4 項」を「第 40 条の 5 第 6 項」に改め、同条第 181 号中「第 1 条の 5」を「第 2 条の 3」に改め、同条第 182 号中「第 1 条の 6」を「第 2 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。